

渋川市上下水道営業関連業務委託事業者選定実施要領

1 趣旨

この要領は、渋川市の上下水道事業における、より一層の業務の効率化と利用者のサービス等の向上を図ることを目的に、民間事業者の幅広い能力、ノウハウ等及び価格を総合的に評価するプロポーザル方式で下記業務委託の事業者を選定するために必要な事項を定める。

2 業務の概要

(1) 業務内容

別紙「渋川市上下水道営業関連業務委託要求水準書（以下、「要求水準書」という。）」のとおり

(2) 履行期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

(3) 予算概要

金686,850,000円（消費税及び地方消費税に相当する金額を除く。）

※この金額は、契約（予定）金額を示すものではない。

また、提案価格見積書の金額は、この上限額を超えてはならないものとする。

3 事業者選定の流れ

(1) 選定方法

公募型プロポーザル方式とする。

(2) 事業者選定スケジュール等

令和6年6月12日	プロポーザル公告（市ホームページ掲載）
7月3日	業務委託提案書作成に係る質問書の受付期限
7月10日	業務委託提案書作成に係る質問書の回答
7月17日	応募申請書の提出期限
7月下旬	第1次審査（書類審査）
8月上旬	第1次審査結果通知の発送
8月中旬	業務委託提案書及び提案価格見積書の提出期限
8月下旬	第2次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）
9月中旬	第2次審査結果通知の発送
10月下旬	契約締結
契約締結～令和7年3月	引継ぎ期間
令和7年4月	業務開始

4 応募方法

(1) 応募申請書等の提出

本プロポーザルに参加する場合は、以下の資料を提出することとする。

(2) 提出書類

ア 応募申請書（様式第1号）

イ 会社概要書（様式第2号）

ウ 財務状況確認書（様式第3号）

エ 登記事項証明書

※申請日前3か月以内に証明されたものに限る（コピー可）。

オ 各種納税証明書

(ア) 「法人税（申告所得税）」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のないことの証明書（納税証明書その3の3）

(イ) 事業所所在地の法人市町村民税について未納税額のないことの証明書

※いずれも申請日前3か月以内に証明されたものに限る（コピー可）。

(3) 提出先、提出方法及び提出期限

ア 提出先

〒377-0007 渋川市石原6番地1 渋川市役所第二庁舎2階
渋川市上下水道局総務経営課

イ 提出方法

持参又は郵送とし、郵送の場合は、書留あるいは簡易書留にて郵送することとする。

ウ 提出期限

令和6年7月17日（水）正午 必着

5 業務委託提案書等の提出

第2次審査の対象者は、要求水準書に基づき下記提出書類等を作成することとする。

(1) 提出書類

ア 業務委託提案書（任意様式）（以下、「提案書」という。）

イ 提案価格見積書（任意様式）（以下、「見積書」という。）

(2) 提案書及び見積書の様式及び部数

提案書は、A4版（図など一部A3版の折り込み可）で50ページ以内とし、文字サイズは、10.5ポイント以上とする。提出部数は、正本1部、副本13部とする。

見積書は、本体金額を明記し、見積の内訳書を添付の上、1部提出すること。

(3) 記入上の注意事項

提案書は、「渋川市上下水道営業関連業務委託審査基準（以下「審査基準」という。）」の別紙「審査基準表」の項目の順に項目立てして記入すること。

また、提案書に記入した内容は、見積書の金額の範囲内で実施可能なものとする。

(4) 提出先、提出方法及び提出期限

ア 提出先

〒377-0007 渋川市石原6番地1 渋川市役所第二庁舎2階
渋川市上下水道局総務経営課

イ 提出方法

持参とし、郵送は不可とする。

ウ 提出期限

第1次審査の結果とあわせて通知する。

(5) 質疑・回答

ア 提案書作成に係る質問がある場合は、プロポーザル参加に関する質問書(様式第4号)により電子メール(soumukeiei@city.shibukawa.gunma.jp)にて質問すること。

イ 質問の受付期限は、令和6年7月3日(水)午後5時までとする。

ウ 質問に対する回答については、電話及び口頭による個別の対応は行わない。
なお、全ての事業者に対し、全ての質問に対する回答を電子メールにより令和6年7月10日(水)午後5時までに行うものとする。

6 審査方法

(1) 審査委員会の委員構成

企画提案内容等を審査するために、渋川市上下水道営業関連業務委託事業者選定審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。委員構成については、審査委員会設置要綱による。

(2) 審査項目

審査基準のとおり

(3) 審査概要

ア 第1次審査

(ア) 実施方法

第1次審査は、書類審査とする。審査は、審査委員会が行う。

(イ) 審査の項目及び配点

審査の項目及び配点は、以下のとおりとする。

審査項目		配点
会社内容に関する事項	①会社概要及び財務状況	20
	②受注実績	20
合 計		40

(ウ) 審査結果の通知

審査結果については、第1次審査参加者全員に書面にて通知する。

イ 第2次審査

第2次審査は、プレゼンテーション及びヒアリングとする。審査は、審査委員会が審査基準に基づき行う。対象者は、第1次審査の上位4者とする。なお、審査は対象者が1者でも実施する。

(ア) 日時及び場所

書面にて第2次審査の対象者のみに通知する。

プレゼンテーションを行う順番は、応募申請書の受理順とする。

(イ) 実施時間

プレゼンテーションは、各事業者40分以内とし、その後ヒアリングを行う。

(ウ) 実施方法

自由形式とし、電子機器を使用して行うことができる。プロジェクターを使用する場合は、スクリーンのみ市で準備することとし、パソコン及びプロジェクターは、各事業者が持参すること。

なお、インターネット接続する場合は、モバイル接続機器を各事業者が持参すること。

(エ) 出席者及び人数

提案書等の内容を熟知している5名までとし、うち1名については、業務責任者として配置予定の者とする。

(オ) 審査の項目及び配点

審査の項目及び配点は、以下のとおりとする

審査項目		配点
業務体制、地元雇用に関する事項	①業務体制	40
	②業務執行計画	40
業務委託に関する事項	③窓口・電話受付に関する業務に対する考え方	40

	④開閉栓に関する業務に対する考え方	20
	⑤検針に関する業務に対する考え方	40
	⑥調定・収納に関する業務に対する考え方	40
	⑦滞納整理・給水停止に関する業務に対する考え方	40
	⑧量水器交換補助に関する業務に対する考え方	10
	⑨給水関連業務に対する考え方	40
	⑩下水道関連業務に対する考え方	40
	⑪電子計算機に関する業務に対する考え方	20
	⑫その他の業務提案	20
研修体制に関する事項	⑬研修体制に対する考え方	20
個人情報保護に関する事項	⑭個人情報保護に対する考え方	20
緊急時等危機管理に関する事項	⑮防災、災害及び緊急時等危機管理に対する考え方	40
提案価格見積書に関する事項	⑯提案見積金額及び積算内訳	90
合 計		560

(カ) 審査結果の通知

審査結果については、第2次審査参加者全員に書面にて通知する。第1次審査及び第2次審査の合計得点が最も高い者を、本市との契約締結に向け優先交渉権の資格を有する者（以下、「優先交渉権者」という。）とする。

また、本市の公式ホームページに、優先交渉権者の名称及び採点結果を掲載する。

7 契約の締結

本市は優先交渉権者と協議し、契約締結に向けた交渉を行うものとする。ただし、当該協議が整わなかった場合には、次点の者と協議を行うこととする。

なお、優先交渉権者は協議内容を取りまとめ、本市に提出するものとする。

8 企画・提案に瑕疵がある場合（失格条件）

参加事業者及び受注者と決定した事業者に、次に掲げる事由が生じた場合は、参加資格又は受注者の決定を取り消しすることとする。

- (1) 応募申請書、業務委託提案書等の提出方法、提出先、提出期間等に適合しない場合

- (2) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (3) 提出書類に不備があった場合又は指示した事項に違反した場合
- (4) プレゼンテーション及びヒアリングに出席しなかった場合。ただし、公共交通機関の事故等やむを得ない理由で出席できなかった場合を除く。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に掲げる暴力団又は暴力団員と密接な関係を有することが判明した場合
- (6) 業務委託契約締結前に指名停止となった場合
- (7) その他本件に関して公正性及び公平性を損なうと認められる場合

9 各関係法令等の遵守

参加事業者は、応募申請書（様式第1号）の提出により、本件プロポーザルの実施要領を遵守することを誓約するものとみなす。

また、参加事業者が各関係法令等に違反した場合は、「8 企画・提案に瑕疵がある場合（失格条件）」に準じて取扱うこととする。

問合せ先及び担当

〒377-0007 渋川市石原6番地1

渋川市上下水道局総務経営課総務企画係 担当 諸田

電話番号 0279-22-2504

電子メール soumukeiei@city.shibukawa.gunma.jp